

四日市市選管告示第2号

指定投票区及び指定関係投票区を別紙のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第2項の規定により告示する。

平成27年1月26日

四日市市選挙管理委員会

委員長 市橋 愛爾

（選挙管理委員会事務局）

指定投票区	指定関係投票区	指定投票区	指定関係投票区
中央第五	中央第一	中央第五	西橋北
	中央第二		東橋北
	中央第三		海蔵第一
	中央第四		海蔵第二
	中央第五		羽津第一
	常磐第一		羽津第二
	常磐第二		羽津第三
	常磐第三		富田第一
	四郷第一		富田第二
	四郷第二		富田第三
	笹川東		富洲原第一
	笹川西		富洲原第二
	高花平		富洲原第三
	日永第一		大矢知第一
	日永第二		大矢知第二
	日永第三		八郷
	塩浜第一		八郷西
	塩浜第二		下野
	磯津		あさけが丘
	三浜		保々
	河原田		県
	内部第一		神前第一
	内部第二		神前第二
	小古曾		三重第一
	小山田		三重第二
	水沢		三重第三
	桜		大谷台
	桜台		小杉
	桜花台		
	川島第一		
	川島第二		
	楠第一		
楠第二			